

令和6年1月から 産前産後期間の 国民健康保険税が減額されます

○産前産後期間の減額制度とは

出産を予定する方の国民健康保険税について、出産前後の一定期間分の所得割(加入者の所得に応じて計算される税額)と均等割(一人当たり計算される金額)が免除される制度です。

※平等割(一世帯当たり計算される金額)は免除されません。

○減額される期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4ヶ月分の所得割と均等割が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間となります。

※出産とは、妊娠85日(4ヶ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

【例】産前産後期間の保険税減額の期間について

多胎児の場合	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
単胎児の場合	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

↑



: 保険税の減額期間

出産(予定)日の月

○対象者

日光市の国民健康保険に加入されている方で、出産(予定)日が令和5年11月1日以降の方。

○届出時期

出産予定日の6ヶ月前から届出できます。

○届出に必要な書類

出産前に届出される場合・・・①本人確認書類 ②母子健康手帳、医療機関が発行した証明書など、
出産予定日を明らかにすることのできる書類

出産後に届出される場合・・・①本人確認書類 ②母子健康手帳、医療機関が発行した証明書など、
出産の日と親子関係を明らかにできる書類

死産の届出をされる場合・・・①本人確認書類 ②死産証明書のコピーまたは死胎埋火葬許可証のコピー

○届出先・お問い合わせ先

日光市役所保険年金課【0288-21-5110】